

「二地域居住」とは

二地域居住とは

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義がある取組
 - ・新たな人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出等（社会的意義）
 - ・新たな暮らし方や新たな働き方の実現、これらの実現によるウェルビーイングの向上、新たな学びの機会の創出等（個人的意義）
- このほか、自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する冗長性（リダンダンシー）の確保にも
- 一方、その促進に向けては、二地域居住のできる環境整備や二地域居住者の特定・登録、経済的負担の軽減等が必要

都市部

- ・都心オフィスへの出勤
- ・高度な研究・教育拠点の活用
- ・大規模なイベントや文化活動への参加
- ・海外との交流



往来



地方部

- ・自然豊かな環境における生活・子育て
- ・地域交流・地域活動への参加、地域への貢献
- ・副業やテレワークの実施



課題

- ・「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に係る環境整備
- ・二地域居住者の特定・登録、経済的負担の軽減
- ・地域と二地域居住者を繋ぐコーディネーターや中間支援組織の育成・確保等

意義

- ・地域の担い手の確保、消費の拡大、地域資源の付加価値向上
- ・働き方・暮らし方・生き方の充実、ウェルビーイングの向上
- ・災害時のいざという時の避難場所の確保

等



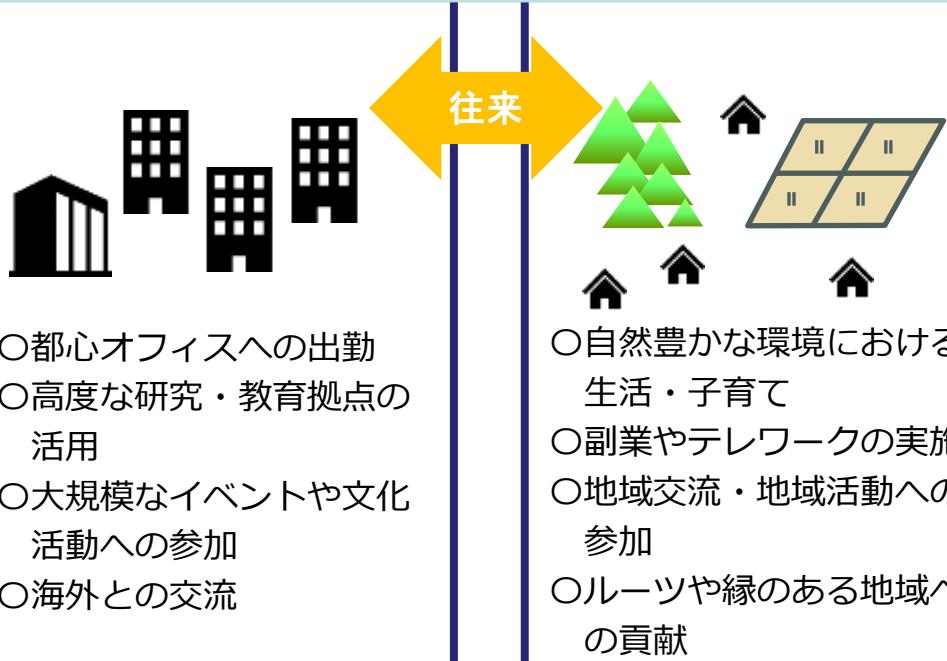
対応方策

- ・省庁・部局を横断した予算活用・制度連携（国交省国政局でのワンストップ対応）
- ・モデルとなる取組への支援
- ・特定居住支援法人の活動支援
- ・「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」の活用

等 1

「二地域居住」とその促進の全体概要

【社会】人口減少を前提に、人口を奪い合うのではなく、ひとりの人材を複数の地域・役割で活用する
 【個人】一回だけの人生を多様な場所とやりがいで楽しむ／万が一のリスクを分散する



※都市・地方間だけでなく、地方部と別の方々との二地域・多拠点居住など多様な方々が含まれる。

二地域居住促進制度(2024年法改正)

「作る」で疲れない市町村で気軽に策定できる
特定居住促進計画

法人格さえあれば市町村長の指定を受けられる
特定居住支援法人

制度的・予算的支援



全国二地域居住等促進 官民連携プラットフォーム

- ・自治体・民間事業者・NPOが1000者以上参加
 - ・関係制度や民間サービス等の情報共有
 - ・分野ごとの議論や提言
 - ・官民のマッチング
- 二地域居住の情報・連携の基盤
まずは参画を！

何はともあれ、困ったり、迷ったり、気になったり、話したくなったら
**国土交通省国土政策局地方政策課
二地域居住担当へ！！**

二地域居住の促進についての予算概要

令和7年度補正予算：600百万円
令和8年度予算案：39百万円

- 二地域居住の促進に向けて、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターの役割を果たす中間支援組織の育成・確保を図るとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けたモデル的な取組を支援する。併せて、官民連携の核となる官民共創のプラットフォームの機能強化や、二地域居住を含む関係人口の実態把握のための調査を実施し、加えて、二地域居住者の受入れの基盤の構築に資する地域生活圏の形成支援を進める。

※骨太方針2025（抜粋）

- ・地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者・女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。
- ・関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。
- ・持続可能な国土形成に向け、地域生活圏を基本として、各種サービス機能の集約拠点の形成と国土全体の連絡強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

＜取組の内容例＞

「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチング
イベント、Webシステム整備等

「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のための
コミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



地域生活圏の形成支援（当初・補正）

地域生活圏に係る先導的な取組や人材育成を支援し、多様なステークホルダーから構成される主体の育成を図る。また、資金や人材の呼び込みに向けた環境整備を行う。

＜取組の内容例＞

官民連携主体によるビジョンや事業計画の検討、実証調査に対する支援 等



令和7年度補正予算：250百万円
令和8年度予算案：5.472百万円

令和7年度補正予算：150百万円
令和8年度予算案：10百万円

二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

＜取組の内容例＞

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク 空き家の改修（お試し居住施設） コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策 令和7年度補正予算：50百万円

官民共創を加速・恒常化し、プラットフォーム機能を強化。自治体と事業者のマッチングや事例共有、課題協議の場の運営を支援する。

関係人口の拡大・深化に関する調査・検討

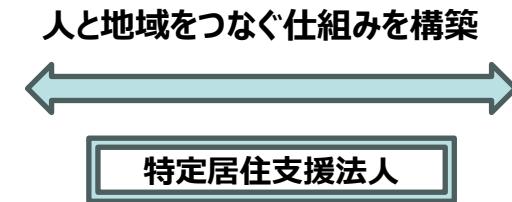
令和8年度予算案：11.010百万円

関係人口の実態を把握し、インパクト測定事例等を示す調査を実施。

特定居住支援法人モデル構築実証調査

(特定居住支援法人によるマッチングの支援)

- 令和6年、二地域居住を促進するための活動や調査を行う法人（特定居住支援法人）の市町村による指定制度が創設。
- この法人には、特に、二地域居住希望者と地域の人材ニーズのマッチングや、空き家など生活環境の提供を調整する役割が期待されている。
- 特定居住支援法人の取組について、モデルとなるものの構築を支援し、指定拡大や取組内容の充実を後押しするもの。
- 都道府県をまたぐもの、全国的な法人によるもの等の広域にわたるものから、地域密着の取組まで幅広い態様に応じた支援を行う。



- 特定居住支援法人の指定及び全国二地域居住等促進官民プラットフォームへの参画が要件

取組例

【目的】

広域型

都市部の二地域居住希望者と受入地域のニーズをマッチングし、Webプラットフォームや交流イベント等を通じて、潜在的な希望者を掘り起こし、情報発信・相談支援等を行うことで、広域的なネットワークにより多様な選択肢を提供する。

【取組例】

- ・Webマッチングプラットフォーム構築
- ・都市部での説明会・交流イベント開催
- ・オンライン相談窓口設置
- ・二地域居住モデル事例の発信

- ・都市部企業との連携促進
- ・空き家情報等のデータ整備・提供
- ・地域体験プログラムのパッケージ化
- ・マッチングイベント開催、潜在層発掘

【目的】

地域密着型

地域における二地域居住者へのニーズを丁寧に整理・分析し、空き家活用等の住環境整備、二地域居住者向けのなりわい提供、コミュニティ形成を通じて二地域居住者の定着を支援し、地域の活性化と持続可能な暮らしの基盤を構築する。

【取組例】

- ・地域ニーズの収集・整理
- ・二地域居住希望者と地域住民との交流
- ・地域案内・生活サポート等の人材育成
- ・空き家改修支援の体制整備

- ・地域内求人情報の集約・発信
- ・受入体制のガイドライン策定
- ・地域の農業・文化の体験イベントの実施
- ・相談・交流の場の設置によるコミュニティ形成

二地域居住先において安心して生活できる受入れ体制を構築することで、二地域居住を通じた新たな人の流れを創出・拡大

- 二地域居住等の促進にあたる様々な課題解決に向けて、官民連携による持続的な取組モデルの構築を図っていく必要がある。
- 特に、二地域居住の負担軽減を持続的に図っていく仕組みづくりや、ふるさと住民登録制度とも連携した取組、事前防災等の災害対策にも資する取組等の先導的なプロジェクトを実証・実装し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を支援する。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

- ・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。
- ・二地域居住の様々な課題について、先導的なモデルとなる官民連携のプロジェクトを支援するもの。特に、下記テーマについては重点的な対象として評価。

- 【特定テーマ】** ・二地域居住者の負担軽減のための持続可能な取組 ・ふるさと住民登録制度との連携に向けた取組 ・事前防災等の災害対策に資する取組

【支援の前提となる要件】

- ・核となる自治体に特定居住促進計画があり、かつ核となる民間法人が特定居住支援法人に指定されていること（案段階でも事業実施までの策定・指定でも可。）
- ・官民双方の核となる主体が全国二地域居住等官民連携プラットフォームに参画していること

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要なシステム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額

・実証実施に要する経費

1／2

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

※実施地方公共団体による特定居住促進計画の策定及び特定居住支援法人の指定は必須

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、新たな人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

二地域居住促進のための主な予算(R7年度当初予算)

| 分野 | 予算（項目） | 内容 | 主な対象者 | R7当初予算 |
|------------------------|--|--|-----------------|--------------------------------------|
| 住まい | 空き家対策総合支援事業 | 二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援 | 市町村、NPO・民間事業者等 | 5,900百万円 |
| | 空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金） | | 都道府県・市町村 | 社会資本整備総合交付金 487,410 百万円の内数 |
| なりわい (仕事) コミュニティ | 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業 | 特定居住促進計画区域内でのコワーキングスペース等の整備に対する個別補助を創設（R6年度より） | 市町村・特定居住支援法人 | 59百万円 |
| | 地域の人事部支援事業（経産省） | 支援要件の一つとして特定居住支援法人の取組であることを追加 | 民間事業者等 | 300百万円 |
| インフラ | 広域連携事業（社会資本整備総合交付金） | 交付金の対象に、二地域居住等の拠点施設に関連した都道府県による基盤整備を追加（複数都道府県連携計画の要件を緩和し単独での計画を支援） | 都道府県 | 社会資本整備総合交付金 487,410百万円の内数 |
| | 官民連携基盤整備推進調査費 | 特定居住促進計画において位置づけられた基盤整備の概略設計等について重点的に支援 | 都道府県、特別区及び市町村 | 331百万円 |
| 観光 | 第2のふるさとづくりプロジェクト | 特定居住促進計画に関連した申請案件について連携 | 都道府県、市町村、DMO等 | 新たな交流市場・観光資源の創出事業376百万円の内数 |
| 地域交通 | 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト | 特定居住促進計画に関連した申請案件について連携 | 都道府県、市町村、民間事業者等 | 地域公共交通確保維持改善事業32,600百万円の内数 (R6補正) |
| 地方創生 | 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣府） | 二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援 | 都道府県、市町村 | 200,000百万円の内数 |
| 農山漁村 | 農山漁村振興交付金（農水省） ・ 地域資源活用価値創出対策 ・ 中山間地農業推進対策のうち農村RMO形成推進事業 ・ 都市農業機能発揮対策 | 特定居住促進計画区域内における取組を重点的に支援 | 都道府県、市町村、民間事業者等 | 7,389百万円の内数 |
| 離島 | 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局） | 要件の一つとして特定居住促進計画に基づく二地域居住者等を追加 | 民間事業者等 | 5,000百万円 |
| | 離島広域活性化事業（社会資本整備総合交付金） | 二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援 | 都道府県・市町村 | 社会資本整備総合交付金 487,410 百万円の内数 |

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立
(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- 5者(官3、民2)が共同代表(任期1年)となり、全国1,194の団体が「会員」として参画

＜会員構成＞（令和7年11月30日時点）

○地方公共団体（778） ○関係団体、民間事業者等（416）

- 都道府県
- 市区町村
- 会費は当面の間、無料
- 申込み隨時受付中
- 二地域居住関連事業者
- 移住等支援機関
- 不動産関係団体
- 交通関係団体
- 報道機関等

共同代表（5者）

- 長野県
- ANAホールディングス
- 和歌山県田辺市
- シェアリングエコノミー協会
- 栃木県那須町（運営事務局兼務）

専門部会

- 検討テーマ別に開催
- 会員ニーズを踏まえた中長期課題についての検討等
- 共同代表が必要と認めるときは、官民P-Fに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

- 名刺交換会
- シンポジウム
- セミナー等



国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について、対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供等

キックオフイベントの模様（令和6年10月）



二地域居住推進フォーラム2025（主催イベント）の模様

